

○内閣府、総務省、令第  
経済産業省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、環境省、号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百条の二第一項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 稔久

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

環境大臣 山口 壮

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令  
認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣  
経済産業省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
国土交通省、環境省）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

	改 正 後	
第二十七条の二	（個人顧客情報の漏えい等の報告）	改 正 前
	<p>認可特定保険業者は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	〔条を加える。〕

附 則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。